

気をつけて！ その契約！

知っておこう！ 消費者トラブル！

被害にあわないために悪質商法から身を守るための心得！

① うまい話はまず疑う！

「簡単に高収入を得ることができる」などの**甘い言葉には注意**する！

② 個人情報には教えない！

家族構成、銀行口座、健康状態、悩みごとなどの情報を簡単に明かさなない。

③ 要らないときはきっぱり断る！

- ◎友人や先輩、親戚からの誘いでも**安易に信用しない！**
- ◎「結構です」「いいです」などあいまいな言葉ではなく、「**要りません**」ときっぱり断る！

④ 契約は慎重に！

- ◎契約の前に他社からも見積りをとって比較する。
- ◎納得がいくまで説明をうける。
- ◎ひとりで決めず、家族などに相談する。
- ◎署名や捺印は慎重に。
- ◎契約書などの書類は大切に保管する。

⑤ 心当たりのない請求には慎重に対応を！

- ◎メールやSMS、書面などで請求があった場合、**身に覚えがなければ、支払いはしない。**
- ◎個人情報が知られてしまうので、**決して連絡はしない！**

『おかしいな』『困ったな』と思ったら、

ひとりで悩まず まずは 相談を！



だまされないちゃん

県消費生活センター TEL : 0952-24-0999

もしくは **消費者ホットライン「188」** にご相談ください！

相談は**秘密厳守**で**無料**です！ ※裏面に各市町相談窓口を掲載しています。

—5月は「消費者月間」です！—

令和3年度は、消費者一人一人が「新しい日常」において、より良い消費行動について考え、社会情勢の変化に適切対応できるきっかけとなるよう「**消費**」で築く**新しい日常**を統一テーマに掲げています。

佐賀県庁ホームページから消費者トラブル情報やイベントのお知らせなど詳しい情報がご覧いただけます。

佐賀県 消費生活・食生活

検索

